2027 年度多元的イノベーションを先導する次世代研究者育成プロジェクト

支援対象学生 公募（区分1・区分2）に係る Q&A 集

第 1 版（2026.11.5）

0.【制度変更について】

Q0-1：従来の SPRING にはなかった「区分 1」「区分 2」など区分別の支援制度になったのはなぜか。

A：本プロジェクトが支援を受けている国立研究開発法人科学技術振興機構の「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」の制度変更に伴い、本プロジェクトの制度も変更しています。なお、2025 年度以前に採択された支援対象学生は、引き続き、旧制度による支援を受けることができます。

Q0-2：多くの留学生は「区分 2」に該当すると思うが、制度の改悪ではないのか。

A：本プロジェクトが支援を受けている国立研究開発法人科学技術振興機構の「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」の制度変更において、「区分 2」に対する支援内容が定められています。この変更を受け、「区分 2」を対象とした本学独自の支援（SPRING プロジェクト外での支援）を検討中です。詳細が決まり次第、リサーチ・イノベーション推進機構の HP 等でご案内します。

Q0-3：募集要項の説明に「区分 3」の記載があるが、具体的な要件や支援内容を知りたい。

A：「区分 3」については現在準備中です。2027年1月～2月頃に公募情報を公開する予定です。詳細は後日公開される募集要項をご確認ください。

1.【応募資格・資格喪失について】

Q1-1：現在アルバイトで収入を得ています。その場合、申請できますでしょうか。

A：申請時点においては、収入要件はありません。また、アルバイト（RAやTA等）による収入は「安定的な収入」とはみなされないため、採用後もアルバイトを行うことは妨げません。ただし、本プロジェクトは、研究奨励費の支給により研究に専念していただく環境を整えることを目的としておりますので、可能な限り研究活動に時間を充てていただきたいと考えています。なお、アルバイトを理由に、本プロジェクトが求める義務（各種プログラムへの参加等）が免除されることはありません。

Q1-2:採用後、TA やRAなどを兼ねることができるでしょうか。

A： Q1-1 の回答と同様です。

Q1-3：大学院博士後期課程に進学する予定であるが、進学予定の研究科の入試が終わっていない。入試に合格していなければ、応募できないのか？

A：入試が終わっていなくとも、応募できます。ただし、2027 年 4 月 1 日時点（採用時点）において、募集要項の「5.応募資格」を満たしている必要があります。

Q1-4：2026 年度は 240 万円を超える安定的な収入があったが、2027 年度以降はその収入が途絶える予定である。この場合は、応募できると考えてよいか？

A：応募できます。なお、SPRING の支援期間中に、年間 240 万円を超える安定的な収入を得ることになった場合には、支援を辞退していただきます。

Q1-5：支援対象期間中に海外留学することを計画しています。海外留学のために休学した場合でも、支援対象学生としての資格が喪失されるのでしょうか？

A：理由に拠らず「休学」する場合は、支援対象学生の資格を喪失します。

Q1-6：支援対象期間中に海外留学のために休学し、支援対象学生としての資格が喪失したのち、海外留学から戻り復学した場合は、支援が再開されるのでしょうか？

A：支援対象学生の資格を喪失しているので支援は再開されません。ただし、応募資格を満たす公募に再度申請することは妨げません。

2.【申請手続きについて】

2.1＜全般＞

Q2-1-1：申請書は英語で記載しても良いのでしょうか。

A：英語による申請書の作成も可能です。ホームページの公募情報に掲載している英語版の様式にて申請してください。

Q2-1-2：申請書に間違いがあったので差し替えたい。どうすればよいか？

A：申請後は、いかなる理由があっても修正や申請書類の再提出は認めていません。申請前に、入力事項に誤りがないか、添付する資料に漏れはないか、添付する資料に間違いがないか、確認の上、申請を行ってください。

Q2-1-3：申請書に変更はないが、推薦状ファイルの添付に間違いがあったので追加提出したい。どうすればよいか？

A：申請後は、いかなる理由があっても修正や申請書類の再提出は認めていません。申請前に、入力事項に誤りがないか、添付する資料に漏れはないか、添付する資料に間違いがないか、確認の上、申請を行ってください。

Q2-1-4：「区分 2」の申請において、申請者分類が④-2、⑤－2、⑤-3 に該当する場合、「研究奨励費受給申請に関する補足説明（④-2、⑤-2、⑤-3 該当者）」（指定様式）の提出は不要か？

A：「区分 2」は、研究奨励費（生活費相当額）の支給対象外となっていますので、「研究奨励費受給申請に関する補足説明（④-2、⑤-2、⑤-3 該当者）」（指定様式）の提出は不要です。

Q2-1-5：今回の公募では「区分 2」で申請する予定であるが、採用期間中 1～2 年後に「区分 1」の要件を満たせば、支援区分が変更されると考えてよいか。

A：採用後の区分変更はできません。D1 で「区分 2」に採用後、D2/D3 年次において「区分 1」の応募資格を満足した場合、かつ D2/D3 への進学タイミングで「区分 1」の欠員補充の募集が実施された場合は、「区分 1」への応募は可能です。その場合でも「区分 2」で採用されていることをもって「区分 1」の欠員補充に採用されるわけではなく、他の応募者も含めた選考を実施し、採用者を決定します。

2.2<志望理由書・研究計画書について>

Q2-2-1：支援対象とされている「挑戦的・融合的な研究」とはどのような研究を想定されているでしょうか。

A：価値観や世界観の違い、研究科や研究室など既存の枠組みを越えて、社会課題への挑戦、新たな領域の開拓、世界を股にかける実践を目指そうとする研究を想定しています。

Q2-2-2：私は留学生です。大学院修了後、母国に帰って研究者になる計画ですが、本プロジェクトの支援対象となりますか。

A：本プロジェクトは、研究に対する意欲を有し続け、将来の我が国の科学技術・イノベーション創出を担う、個の尊厳とヒューマニティを損なわない倫理や良心を備えた高度専門人材の育成を目的としています。したがって、留学生如何に関わらず、将来の我が国の科学技術・イノベーションの創出に貢献しないことがあきらかな場合は、支援対象とはなりません。申請書においても重要な点となりますので、特に留学生の方は、どのようにして、将来の我が国の科学技術・イノベーション創出に貢献する計画なのかを記載するようにしてください。

Q2-2-3：「研究の国際性」にはどんなことを記載すればいいでしょうか。

A：まず、自身の研究のグローバルな位置付けを明確にして頂きます。そのうえで、自身の研究を発展・深化させるために、どのような国際的な活動を計画しているか記載してください。例えば、新たな技術、ノウハウが必要であれば、海外研究機関のラボ等を訪問して海外研究者とディスカッションを行うことや、海外研究機関にて共同実験を行う計画などが想定されます。また、海外で開催される国際学会やワークショップへ参加し、研究者と議論を実施し、研究に関わる新たな着想を得る、共同研究への発展を目指すといったことも想定しています。

Q2-2-4：全体で3ページに収まっていれば、各項目の記載量に制約はないと思ってよいか。例えば「研究の国際性」に関してアピールすることがなければ、記載を省略してもよいか。

A：様式の3項目（志望理由、研究の国際性、研究計画）は、いずれも、審査において重要な項目となりますので、すべての項目をもれなく記載してください。すべての記載項目が審査の評点に関わっていますので、特定の項目の記載がない／極端に少ない場合は、審査において不利になる可能性があります。

Q2-2-5：様式の記載指示に「アカデミアに限らず、産業界・行政・国際機関・企業・民間非営利団体（NPO 等）など多様な進路を視野に入れ」との記載があるが、「産業界・行政・国際機関・企業・民間

非営利団体（NPO 等）」以外の進路を目指す場合は、本支援の対象にならないのか、あるいは審査において不利になることはあるのか。

A：「産業界・行政・国際機関・企業・民間非営利団体（NPO 等）」はアカデミア以外の進路の例示であり、これらに限定するものではありません。例示にない進路を目指している場合でも、審査において不利になることはありませんが、アカデミア以外の進路も視野に入れてプロジェクト活動に取り組んでいただくことを期待しています。

Q2-2-6：SPRING への採用後に、申請書に記載した研究計画が変更になる可能性があるが、問題ないか？

A：申請時点の研究計画を記載してください。研究の進展に伴い、研究計画が変更になっても問題ありません。なお、研究テーマそのものが大幅に変更になる場合には、所定の「研究テーマ変更」手続きによる承認を得ることによって、SPRING による支援を継続することができます。

Q2-2-7：申請書（研究計画書）の作成にあたり、審査員の専門分野を教えてほしい。

A：審査員は、本学の教員および外部の専門委員から、文系・理系のバランス等に配慮して決定しますが、必ずしも申請者の研究領域の専門家とは限りません。申請書（研究計画書）の作成にあたっては、異分野の研究者にも、その内容が伝わるように配慮・工夫してください。

Q2-2-8：申請書のフォントは、文字サイズが 10.5 ポイント以上であれば、所定様式の初期設定から変更してもよいでしょうか？

A：フォントの変更は可能です。行間の変更は可能ですが、読みやすさに配慮してください。様式の変更（上下左右の余白サイズ、項目タイトルや記載指示文の削除など）はできません。また、全体で 3 ページを超過しないようにしてください。

Q2-2-9：申請書はカラーの状態で審査されますか？それとも白黒印刷されたものが用いられますか？

A：書面審査は、提出いただいた pdf ファイルのまま実施します。

2.3<指導教員からの推薦状について>

Q2-3-1：2027 年度に博士後期課程に入学予定であるが、入学後の指導教員は現時点で決定していない。推薦状を作成する指導教員は、現在の指導教員のことを指すのか？現在の指導教員の推薦状でもよいか？

A：推薦状を作成する指導教員は、2027 年度 4 月 1 日時点の指導教員です。入学後、指導を受けたいと希望する教員に事前にコンタクトを取るなどし、本事業趣旨及び入学後の研究計画等について十分説明・理解を得たうえで、推薦状をもらって提出してください。

Q2-3-2：指導教員からの推薦状の提出はなぜ必要なのか？

A：本プロジェクトに採用されると、自らの研究活動に加え、研究者としてのキャリア開発にも取り組んでいただくこととなります（「6. 義務」参照）。採用後の研究活動とキャリア開発の両立にあたり、あらかじめ指導教員からの推薦状をもらって提出してください。

Q2-3-3：博士後期課程への進学にあたり、所属する研究科や専攻が変わり、指導教員も変更となります。この場合、「指導教員からの推薦状」は、どちらの指導教員からもらえばよいでしょうか？

A：2027 年 4 月 1 日時点の所属の指導教員から推薦状をもらってください。

Q2-3-4：現在、他機関（同志社大学以外）に所属しており、2027 年 4 月 1 日から同志社大学博士後期課程に進学予定です。この場合、「指導教員からの推薦状」は、どの指導教員からもらえばよいでしょうか？

A：2027 年 4 月 1 日時点の所属の指導教員から推薦状をもらってください。

Q2-3-5：「指導教員からの推薦状」について、自筆のサインをいただいた上で PDF ファイルを提出するとのことですが、電子サインは有効でしょうか？手書きのサインをいただいた上で PDF ファイルに変換し、提出しなくてはならないのでしょうか？

A：電子サインではなく、自筆のサインを頂いたうえで、PDF ファイルに変換して提出してください。

Q2-3-6：「指導教員からの推薦状」について、これは書面の写真を撮るまたはスキャナーで読み込んだものを PDF 形式にしてアップロードするということでしょうか？あるいは PDF ファイルへの電子署名が必要なのでしょうか？

A：自筆サインをもらった推薦状を PDF ファイルに変換してアップロードしてください。PDF ファイル自体への電子署名の手続きは不要です。

2.4<英語能力を示す公的スコアの写しについて>

Q2-4-1：英語能力を証明する公的スコアの提出が求められている理由は何か？

A：採用後の様々なプログラムの受講において、一定以上の英語能力が求められることから、申請時の要件としています。採用後のプログラムの受講に支障がない英語能力を有していることを確認するために用います。

Q2-4-2：英語能力を示す公的スコアは、英検、TOEIC、IELTS、TOEFLiBT、iTEP 等、いずれも認められるのでしょうか。また、Listening, Reading, Writing, Speaking のいわゆる 4 技能すべての能力が示されている必要があるのでしょうか。

A：ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)との対応が取れるものを選択してください。また、採用後のプログラムの受講に支障がない英語能力を有していることを確認することを目的としていますので、できる限り Listening, Reading, Writing, Speaking の 4 技能のスコアが確認できるものを提出してください。TOEIC に関しては、L&R（Listening & Reading）と S&W（Speaking & Writing）に分かれていますので、ご注意ください。TOEIC L&R と S&W の両方のスコアを提出する場合は、1 ファイルに結合する、1 つの ZIP ファイルにまとめるなどして提出してください。

Q2-4-3：英語能力を証明する公的スコアに関して、所定の期間の受験結果がなければ、所定の期間よ

りも古いものでもよいか？

A：募集要項に記載の期間内に受験したものを提出してください。期間外の場合は、申請を受理しません。

Q2-4-4：私は英語を母国語とする国の出身であり、英語能力を証明する公的スコア（写し）の提出免除の要件を満たしているが、申請 form の入力において、添付ファイルを求められ、申請を完了できない。どうすればよいか？

A：英語能力を証明する公的スコア（写し）の提出を免除される場合は、所定の様式「「英語能力証明書の提出免除届」を作成し、提出してください。

Q2-4-5：「英語能力証明書の提出免除届」にはどのようなことを記載すれば良いでしょうか？

A：英語能力を証明する公的スコア（写し）の提出を免除するとしている、英語を母国語とする国出身であることや、主要言語が英語圏の大学・大学院等の高等教育を卒業・修了したことがわかるよう、客観的に判断できる内容（例えば、卒業・修了した大学・大学院等の WEB 等を引用するなど）を記載してください。

2.5<日本学術振興会・特別研究員（DC）への申請結果について>

Q2-5-1：日本学術振興会・特別研究員（DC）への応募実績がない場合でも申請は受理されるとのことであるが、その場合、日本学術振興会・特別研究員（DC）の審査結果に関する加点が行われないとのことなので、事実上、採用されることはないということではないのか？

A：日本学術振興会・特別研究員（DC）への応募実績がない場合、あるいは応募実績があっても申請結果（審査結果の写し）の提出がない場合には、同スコアに基づく加点は実施しません（理論上の最低スコアを加算します）ので、応募実績・申請結果（審査結果の写し）の提出がある申請者と比べるとかなり不利な状況になります。「書面審査」「面接審査」の結果によっては、採用されることもありますが、極めて不利な状況になりますので、日本学術振興会・特別研究員（DC）への応募および申請結果（審査結果の写し）の提出を強くお勧めします。

Q2-5-2：日本学術振興会・特別研究員（DC）の審査結果が「補欠」となり、申請締め切り前に T スコアの開示が行われない見込みである。このような場合は、どうすればよいのか？

A：「補欠」であることがわかる審査結果を提出してください。日本学術振興会・特別研究員（DC）の採択率を踏まえ、理論上の T スコア（例えば採択率が 20%の場合、上位 20%の T スコア）を加点します。

2.6<研究奨励費受給申請に関する補足説明（④-2、⑤-2、⑤-3 該当者）について>

Q2-6-1：どういうことを記載すればよいのか？

A：それぞれの事情によって記載できる内容は異なると思いますが、「意思がある」ことを補足する情報を記入いただくことを想定しています。例えば、④-2「将来永住する意思がある」に関しては、具体的なプラン（いつごろ、どこに永住するのか）やその準備状況、⑤-2「大学等の卒業・修了後も日本で就労して定着する意思がある」に関しては、就職先やキャリアパスの計画、⑤-3「本邦における在留期間とそ

の他の事情を総合的に勘案して⑤-2 に掲げる者に準ずる」に関しては、申請者に関する特別な事情などの記載を想定しています。

3.【審査について】

Q3-1：指導教員からの推薦状の内容は選考に影響するのか？

A：推薦状は、指定様式（定型）としており、選考には影響しません。本プロジェクトに採用されると、自らの研究活動に加え、研究者としてのキャリア開発にも取り組んでいただくこととなります（「7. 義務」参照）。採用後の研究活動とキャリア開発の両立にあたり、あらかじめ指導教員からの推薦状をもらって提出していただきます。

Q3-2：英語能力を証明する公的スコアを提出することとなっているが、スコアは審査に影響するのか（スコアが高いと加点されるのか）。

A：採用後の様々なプログラムの受講において、一定以上の英語能力が求められることから、申請時の要件としています。採用後のプログラムの受講に支障がない英語能力を有していることを確認するために用います。スコアそのものを加点することはありません。

Q3-3：選考は、「日本学術振興会・特別研究員の審査結果における総合評価 T スコア」と、「書面審査」および「面接審査」によって付された評点の 3 つの評点を総合した「総合審査」によって実施されるとあるが、それぞれの重み（点数の重み付け）はどのような比率となっているのか？

A：具体的な比率は公開しませんが、それぞれ同等の重みをもって総合的に審査を行います。

Q3-4：「日本学術振興会・特別研究員の審査結果における総合評価 T スコア」の加点方法を教えてほしい。

A：加点の具体的な方法は公開しておりません。

Q3-5：面接審査はオンラインで実施できないのか。現地参加できない場合は、どうすればよいのか？

A：面接審査は、本学今出川校地における対面形式を予定しています。オンライン開催は予定しておりません。事前に日程をお知らせしておりますので、調整の上、参加いただきますようお願いします。なお、面接審査に参加できなかった場合は、面接審査における評点は付与されません。

Q3-6：面接審査は英語でも実施してもらえるのか？

A：プレゼンテーション及び質疑のいずれにおいても、英語での実施が可能です。また、英語能力の確認のため、英語で質問することもあります。

Q3-7：面接審査のプレゼンテーション資料は、当日 USB メモリ等に持ち込んで実施できるか？

A：プレゼンテーション資料は事前提出、かつ提出後の差し替えは不可としています。当日差し替え資料を持参しても対応しませんので、所定の期日までに完成版を提出いただきますようお願いします。なお、

募集要項にも記載しておりますが、面接審査対象者への連絡からプレゼンテーション資料の提出締め切りまで時間が限られておりますので、あらかじめプレゼンテーション資料の作成に着手しておくことをお勧めします。

Q3-8：面接審査において、説明のために、研究にかかわる素材・材料やデモンストレーション用の機器・機材等を持ち込むこと、利用することはできますか？
A：できません。面接審査は、事前に提出していただいたプレゼンテーション資料のみ利用可能とします。

4.【採用手続きについて】

Q4-1：採用手続きにおいて、別表「新制度で研究奨励費の支援対象となる学生の整理」の申請者分類に応じた証明書類等を SPRING 運営事務局に提示することとなっているが、提示しなかった（提示できなかった）場合はどうなるのか。
A：証明書類等を提示いただけない場合、申請者分類に基づく応募資格の確認ができないため、採用が取り消しになる場合があります。証明書類等の提示にご協力をお願いします。

Q4-2：採用決定通知後に、申請時の申請者分類が間違っていることに気が付いた。応募区分（区分 1、区分 2）が変わらなければ、申請者分類の訂正によって採用されると考えてよいか。
A：申請内容（申請者分類）に相違があった場合は、採用が取り消しになる可能性がありますので、申請時に間違いがないかご確認いただくようお願いします。なお、間違いがあった場合の扱いについては、間違いの内容・間違いに至った状況を確認の上、判断することとします。

Q4-3：提示を求められる証明書類はどのようなものですか。
A：申請者分類が確認できるものとして、パスポート、在留カード、戸籍謄本等を想定していますが、具体的な内容（書類や提示方法など）は、採用決定通知時にご連絡します。

5.【義務について】

Q5-1：義務を果たすことができなかった場合は、どのような扱いになるのか。
A：義務を果たしていただくことを前提に採用しておりますので、義務の履行状況が芳しくない場合は、SPRING 運営事務局から改善を求めます。それでも改善されない場合や、義務を果たせなかった場合は、支援対象学生の取り消しや、研究奨励費等の返金を求めることがあります。義務としているプログラムの中には、開催期日が決まっているものもあります。できるだけ早く通知しますので、日程調整の上、参加いただくようお願いします。また、調整が困難なことも想定されるため、支援開始後、できるだけ早い年次で、かつ計画的に実施いただくようお願いします。

Q5-2：支援対象学生に支援終了後にまで義務を課しているのはなぜでしょうか。

A：本プロジェクトは、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の「次世代研究者挑戦的研究プログラム」のもとで実施しており、JST から大学に対して、修了生のキャリアを10年以上、追跡調査することが求められています。支援対象となられた方は、連絡先に変更が生じた際には、支援終了後であっても、必ずご連絡いただく必要があります。

Q5-3：プロジェクトに採用された場合、毎年度、日本学術振興会特別研究員への応募が義務付けられますか。

A：2026 年度公募から、SPRING 支援対象学生には「日本学術振興会・特別研究員 DC2」への応募を義務としていますので、毎年度、必ず応募してください。特にアカデミアの就職を希望される方にとって、特別研究員への採用実績は一定の評価につながりますので、日本学術振興会特別研究員（DC2）への積極的なチャレンジを期待しています。なお、支援期間の最終年度（博士後期課程3年次、一貫制博士課程5年次）における日本学術振興会特別研究員（PD）への応募は義務ではありませんが、自身のキャリアパスに応じて、積極的なチャレンジを期待します。

Q5-4：日本学術振興会特別研究員に採用された場合で、SPRING の支援を継続したい場合は、日本学術振興会特別研究員の採用を辞退してもよいか？その場合、翌年度の日本学術振興会特別研究員への応募は求められますか。

A：日本学術振興会特別研究員に採用された場合は、SPRING の支援を辞退し、日本学術振興会特別研究員として研究に取り組むことを想定しています（研究奨励費（生活費相当）、研究費のいずれにおいても日本学術振興会特別研究員の方が、支援額が大きいため）。SPRING の支援プログラムについては、プログラムの枠数によっては受講できることもありますので、SPRING 運営事務局までご相談ください。

Q5-5：国際ジャーナルへの英語論文の投稿によって、本プロジェクトが定める海外活動プログラム（選択必修）の実施にかかる義務を果たしたことになりますか？

A：「国際ジャーナルへの英語論文の投稿」は、本プロジェクトが定める海外活動プログラム（選択必修）の実施にかかる義務を果たしたことにはなりません。なお、研究および研究者としての発展を目指すうえで国際ジャーナルへの論文投稿は積極的に進めていただくようお願いしています。本プロジェクトでは、国際ジャーナルへの論文投稿を支援するために、オープンアクセス誌への論文掲載料の支援、国際研究広報の支援を実施しています。

6.【研究奨励費等について】

Q6-1：研究奨励費に税金はかかるのでしょうか。

A：生活費相当額として支給される「研究奨励費」は雑所得として扱われますので、所得税、住民税の課税対象となります。ご自身で確定申告を行う必要があります。「研究費（競争型研究費も含む）」や「海外活動費」は、大学が管理する予算となりますので、雑所得には該当しません（確定申告の対象には含まれません）。

Q6-2：研究費は自ら管理するのでしょうか。その使途に制限はありますか。また、次年度へ繰り越して、合算して高額な機器を購入するといった使い方はできますか。

A：研究費は、本学が管理します（プロジェクト生に支給するものではありません）。研究費の利用にあたっては、本学の研究費の執行ルールに従っていただくこととなります。限られた研究費を有効かつ計画的に活用いただくために、毎年度、年度当初に研究費計画書を作成していただき、その計画に基づき研究費を活用していただきます。なお、次年度への繰り越しは、原則できません。当該年度内で有効に活用する計画を策定してください。

Q6-3：研究費の使途は海外活動に限定されるでしょうか。

A：海外活動に限定されません。海外活動を含め一般的な研究活動に必要な経費（実験材料・研究資料の購入、国内学会やフィールド調査の旅費、分析用ソフトウェアのライセンス費等）として使用できます。

7.【支援プログラムについて】

Q7-1：本プロジェクトにおける海外活動、国際性を涵養するための支援や取り組みを詳しく教えてください。

A：申請時に自身で海外活動計画を立て、採用後に具体化・実施していただくことを想定しています。研究分野や研究課題の特性にあわせて、本学や所属する研究科が持つリソースや、研究室や指導教授の先生のネットワーク、学外の各種プログラムなども活用いただき、企画・立案していただきます。実施にあたっては、博士キャリアコーディネーターが個別相談や面談等の機会を設け、メンターとして相談にのります。また、英語プレゼンテーション研修、英語論文執筆講座等、研究力強化のための各種研修を用意しますので、自身の能力開発に励んでください。

Q7-2：語学力強化の支援は行われるでしょうか。

A：採用後の様々なプログラムの受講において必要な英語能力は保持している前提ですので、語学力そのものを向上させるような支援は現段階では計画していません。語学力の強化に関しては、自ら研鑽を積んでください。ただし、研究活動上で必要となる英語によるプレゼンテーション能力の向上を目指す研修等は計画しています。募集要項に記載の通り、本プロジェクトのプログラムの受講にあたり、英語に関する基礎力が求められるものがあります。語学力に不安がある場合は、自身で語学力の向上に取り組んでください。

8.【公募研究（競争型研究費の配分）について】

Q8-1：年額 40 万円の研究費のほか、公募研究（競争型研究費の配分）があると記載されていますが、どのような内容でしょうか。

A：研究費の追加を希望する支援対象学生に対して、最大 30 万円／1 人の競争型研究費の配分を実施

します。支援対象学生として採択されたのち、プロジェクト内で挑戦的・融合的研究への発展計画を募集します。自由で挑戦的・融合的な研究計画を提案してください。応募者には、事業統括をはじめとする本プロジェクトの運営に関わる教員、およびプロジェクト生全員を対象としたプレゼンテーションを実施していただきます。研究計画の提案書およびプレゼンテーションによる審査を行い、増額対象者及び支援額を決定します。競争型研究費に応募しない場合も、応募者によるプレゼンテーションの場には参加していただき、様々な研究テーマに触れることで自らの研究の更なる発展につなげることを期待しています。募集の詳細は、採用後に通知することとします。

なお、本プログラムによる支援規模（追加配分する研究費の総額）は、海外活動費の支援等、他の支援プログラムとのバランスに基づき決定します。したがって、採択件数（採択率）は、年度ごとに変動します。

Q8-2：本プロジェクトに採用された場合、必ず競争型研究費に応募しなければならないのか。

A：いいえ、研究費の追加を希望する場合のみ、応募してください。研究テーマによって必要となる研究費が大きく異なることから、本プログラムに応募するかどうかはプロジェクト生の判断に委ねています。研究費をさらに追加することでどのように研究を発展させられるかを自らに問う良い機会となりますので、応募に向けた検討を期待します。なお、プレゼンテーションの場に参加いただき、異分野の研究に触れ、新たな気付きを得ることも期待していますので、応募の如何に関わらず、積極的な参加を求めます。

Q8-3：企業との共同研究への参画も期待されているとのことですが、共同研究先の企業は自分で探す必要があるでしょうか。

A：本プロジェクトでの活動を通じて、企業等との共同研究に発展することを想定しています。共同研究の実施にあたっては、指導教員の先生とも調整のうえ進めていくことになります。

9.【その他】

Q9-1：日本学術振興会特別研究員との違いは何でしょうか。

A：日本学術振興会特別研究員は、独立行政法人日本学術振興会が特別研究員（DC1、DC2等）制度に基づき、我が国の大学院博士課程在学者で優れた研究能力を有し、所属大学で研究に専念することを希望する者を「特別研究員-DC」として採用し、研究奨励金が支給されます。指導教員の指導の下で研究に専念することが想定されています。特にアカデミアの就職を希望される方にとっては、一定の評価が得られるものと考えらえます。他方、本プロジェクトの支援を受けた学生は、アカデミアに限らず、多様なキャリアパスにおいて活躍することが期待されており、そのための支援プログラムを用意しています。

なお、本プロジェクトへの採用後も、日本学術振興会特別研究員（DC2）にチャレンジし、DC2に採用された学生も多数います。本プロジェクトを通じた研究者としての飛躍・発展を期待しています。

以上